

高松市監査委員告示第13号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年8月14日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	山下稔
同	辻正雄

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成19年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 未利用資産（土地）の活用及び売却について

(1) 措置を講じた部課名 健康福祉部障がい福祉課

ア 措置通知日 平成21年6月3日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 他の社会福祉法人との均衡を欠く無償貸付を見直し、有償貸付または売却を検討すべきもの

社会福祉法人もえぎの会に対し、土地を無償貸付していることについては、当該法人と協議を行い、有償貸付とすることで合意し、平成21年4月1日付けで土地賃貸借契約を締結した。

(2) 措置を講じた部課名 健康福祉部長寿福祉課

ア 措置通知日 平成21年7月8日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 他の社会福祉法人との均衡を欠く無償貸付を見直し、有償貸付または売却を検討すべきもの

高松市塩江町安原上東字除ケ118番1，119番1について

は、平成20年1月4日に社会福祉法人健祥会へ売却した。

高松市庵治町字宮東4151番1の一部については、平成21年4月1日より社会福祉法人洋々会への土地貸付を取りやめた。

高松市庵治町字宮東4151番7については、平成21年4月1日より社会福祉法人洋々会に有償貸付とするよう改めた。